

だい き だ て し しょう ふくしけいかく あん
第7期伊達市障がい福祉計画 (案)

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6年度～令和8年度

がいようばん
【概要版】

ほっ かい どう だ て し
北海道伊達市

目次

だい しょう	けいかく がいよう	第1章 計画の概要	1
だい しょう	けいかく もくひよう	第2章 計画の目標	1
だい しょう	せいかもくひようち せってい	第3章 成果目標値の設定	3
だい しょう	じりつしえんきゆうふ せいび	第4章 自立支援給付サービスの整備	4
だい しょう	しょう こ たい せいび	第5章 障がいのある子どもに対するサービスの整備	7
だい しょう	ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう	第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	9
だい しょう	けいかく すいしん	第7章 計画の推進	11

第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児支援を含めた障害福祉サービスなどの必要見込量や地域生活支援事業の実施に関する事項とともに、見込量確保の方策などを定めるものです。

また、国が策定する「基本指針」や北海道が策定する「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」、本市の「第4期伊達市障がい者計画」などとも関連することから、これらの計画との整合性を図るものとします。

2 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

第2章 計画の目標

1 基本目標

本計画では、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が基本的人権を保障され、たかかけえのない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、次の3つを目標とします。

(1) お互いを尊重し合えるまちづくり

障がいの有無に関わらず、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支え合い、互いに認め合う共生社会の実現を目指します。

生活の場などにおいて、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の生活を営むことができるよう配慮し、差別や不利益な扱いを禁止します。

障がいのある人もない人も互いを理解し合い、市民の一人として社会参加できる「心のバリアフリー」を目指すまちづくりを推進します。

障がいのある人が必要な情報を取得し、円滑にコミュニケーションをとることができる環境を整えていきます。

(2) 地域で暮らすことができる体制づくり

障がいのある人が地域で安全・安心に暮らしていくため、住まいの確保や公共施設などのバリアフリー、災害発生時などに備えた防犯・防災対策などの生活環境の整備を推進します。

障がいの原因となる疾病などの予防や治療のため保健、医療体制の充実を図ります。

障がいのある人が地域で自分らしい生活を送るため、一人ひとりの状況に応じた支援が生涯にわたって提供され、地域全体で日常生活を支える体制の整備を図ります。

(3) 自立への支援と社会参加の促進

障がいのある人が一人ひとりの能力を十分に発揮することができるよう、障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、就業や就労継続に向けた支援、福祉的就労場の充実を図ります。

障がいのある子どもやその家族を支援するため、発達や障がいに関する相談支援や、早期発見・早期支援体制の充実を図り、切れ目のない一貫した支援体制の整備を推進します。

障がいのある人が自らの決定に基づき主体的に、地域社会のあらゆる活動にそれぞれの能力を十分に発揮して積極的に参画することができ、生きがいを持って暮らすことができる地域を目指します。

2 基盤整備の方針

(1) 民間との協働

障害福祉サービスを支える基盤を整備するために、民間活力の導入を促進するとともに、社会福祉法人や特定非営利活動法人等、民間団体との協働を推進します。

特に、就労支援等の地域全体の協力が必要となる施策については、西胆振障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、職親会等との連携により推進します。

(2) ネットワークの構築

地域における団体、企業等との連携や事業者等の参入を促すために、情報発信や情報の共有化を積極的に行います。

また、伊達市地域自立支援協議会等との連携により地域の関係機関によるネットワークの構築を推進します。

第3章 成果目標値の設定

成果目標については、国の基本指針や北海道の第1期ほっかいどう障がい福祉プランで示す目標値、これまでの実績を踏まえ設定しています。

<p>① 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行者数：3人（令和4年度末福祉施設入所者数65人の6%） 福祉施設の入所者減少見込数：3人（令和4年度末福祉施設入所者数65人の5%）
<p>② 福祉施設から一般就労への移行</p>
<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行者：2人（令和3年度移行者1人の1.28倍） <p>※上記の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者：1人 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者：1人
<p>③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の回数：年4回 行動障がい等を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備：実施
<p>④ 障がい児支援の提供体制の整備等</p>
<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の数：1か所 医療的ケア児支援のための協議の場へのコーディネーターの配置人数：1人
<p>⑤ 相談支援体制の充実・強化等</p>
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数：年2件（事業所） 相談支援事業所の人材育成の支援回数：年15回 地域の相談機関の連携強化の実施回数：年24回
<p>⑥ 障害福祉サービス等の質の向上</p>
<ul style="list-style-type: none"> 北海道等が実施する研修への市職員の参加回数：年5回 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数：年1回

第4章 自立支援給付サービスの整備

必要見込量については、第6期伊達市障がい福祉計画の実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を基にサービス体系ごとに分けてそれぞれ算出しています。各サービスの安定した提供体制を確保することが求められることから、市内事業者と情報を共有し、継続的なサービス提供へ向けた連携を図ります。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事の介護、家事援助等、居宅での生活において必要な支援を行います。
② 重度訪問介護	居宅での入浴や排せつ、食事の介護等及び外出時の移動中の支援を総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者や障がい児の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等をおこないます。
④ 行動援護	外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等をおこないます。
⑤ 重度障害者等包括支援	居宅介護や日中活動等の障害福祉サービス、その他生活全般を包括的に支援します。

(2) 日中活動系サービス

① 療養介護	病院等において、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
② 生活介護	主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護等や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、機能訓練等を行います。
③ 自立訓練 (機能訓練)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事の訓練等のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。
④ 自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。

<p>⑤ 宿泊型自立訓練</p>	<p>自立した日常生活を営むことができるよう、居室その他の設備を利用しながら、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などをを行います。</p>
<p>⑥ 就労選択支援【新設】</p>	<p>障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人や適性等に合った選択を支援します。</p>
<p>⑦ 就労移行支援</p>	<p>就労を希望する人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を一定期間の支援計画に基づいて行います。</p>
<p>⑧ 就労継続支援(A型)</p>	<p>雇用契約に基づいて、事業所内において就労の機会を提供するとともに、これらを通じて一般就労に必要な知識・能力が高まった人へ、一般就労への移行の支援を行います。</p>
<p>⑨ 就労継続支援(B型)</p>	<p>事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。工賃の支払目標水準を設定し、額のアップを図り、これらを通じて知識・能力が高まった人へ、就労への移行の支援を行います。</p>
<p>⑩ 就労定着支援</p>	<p>就労継続支援などを利用して一般就労した障がい者の就労継続を図るため、就労に伴う生活面の課題について企業や関係機関との連絡調整をするほか、直接本人へ助言や指導などにより、解決へ向けての支援を行います。</p>
<p>⑪ 短期入所(ショートステイ)</p>	<p>居宅において、その介護を行う者が病気になったときなどに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行います。</p>

きよじゆうけい
(3) 居住系サービス

<p>① 自立生活援助</p>	<p>施設入所やグループホームから一人暮らしを希望する人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応をすることにより必要な支援を行います。</p>
<p>② 共同生活援助(グループホーム)</p>	<p>共同生活の場において、夜間や休日に相談のほか、入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。</p>
<p>③ 施設入所支援</p>	<p>施設に入所している人へ、夜間や休日に入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。</p>

そうだんしえん
(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援	しょうがいふくし どう りよう ひと たい していとくていそうだんしえんじ 障害福祉サービス等を利用する人に対して、指定特定相談支援事 業者が、全体プラン（サービス等利用計画）を作成し、通所支援 開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
② 地域移行支援	しせつ びょういん ちいきせいかつ いこう さい じゅうきよ かくほ かくしゅそう 施設や病院から地域生活に移行する際に、住居の確保、各種相 談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
③ 地域定着支援	じょうじ れんらくたいせい かくほ しょう とくせい きいん しょう きんきゆう 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急 の事態等に相談、訪問などの対応を行います。

じっせきおよ ひつよう み こみりょう
【実績及び必要見込量】

	だい きけいかく じっせき 第6期計画（実績）			だい きけいかく みこみりょう 第7期計画（見込量）			たんい 単位
	れいわねんど 令和3年度	れいわねんど 令和4年度	れいわねんど 令和5年度	れいわねんど 令和6年度	れいわねんど 令和7年度	れいわねんど 令和8年度	
(1) 訪問系サービス							
① 居宅介護、② 重度訪問介護、③ 同行支援、④ 行動支援、⑤ 重度障害者等包括支援	2,373	2,448	2,349	2,400	2,400	2,400	じかん 時間/ つき 月
(2) 日中活動系サービス							
① 療養介護	6	6	6	6	6	6	にん 人/ つき 月
② 生活介護	151	153	153	154	155	156	にん 人/ つき 月
③ 自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0	にん 人/ つき 月
④ 自立訓練（生活訓練）	2	3	3	4	4	4	にん 人/ つき 月
⑤ 宿泊型自立訓練	7	4	5	10	10	10	にん 人/ つき 月
⑥ 就労選択支援	-	-	-	-	0	0	にん 人/ つき 月
⑦ 就労移行支援	0	0	0	0	0	0	にん 人/ つき 月
⑧ 就労継続支援（A型）	21	21	21	21	21	21	にん 人/ つき 月
⑨ 就労継続支援（B型）	186	189	187	200	211	223	にん 人/ つき 月
⑩ 就労定着支援	0	0	0	0	0	0	にん 人/ つき 月
⑪ 短期入所	19	6	5	8	10	13	にん 人/ つき 月

(3) 居住系サービス							
① 自立生活援助	2	2	2	7	7	7	人/月
② 共同生活援助	165	164	167	165	166	167	人/月
③ 施設入所支援	65	65	65	64	63	62	人/月
(4) 相談支援サービス							
① 計画相談支援	477	494	488	503	513	523	実人数
② 地域移行支援	0	0	0	3	3	3	実人数
③ 地域定着支援	62	63	59	65	67	70	実人数

※令和5年度実績については、7月末までの数値を参考に見込んだ数値。

第5章 障がいのある子どもに対する

サービスの整備

必要見込量については、第6期伊達市障がい福祉計画の実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を基にサービスごとに分けてそれぞれ算出しています。本市の総人口、年少人口は、ともに減少傾向ですが、サービス利用者数は増加傾向にあることから、各サービスの安定した提供体制と質の確保が求められます。今後も市内事業者と情報を共有し、継続的なサービス提供へ向けた連携を図ります。

① 障害児相談支援	<p>障害児通所支援を利用する児童・保護者に対して、指定特定障害児相談支援事業者が、全体プラン（障害児支援利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。</p>
② 児童発達支援	<p>未就学の障がい児に対し、日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。</p>
③ 医療型児童発達支援	<p>障がい児の日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練の提供や治療を行います。</p>

<p>ほうかごとう ④放課後等 サービス</p>	<p>がっこうつうがくちゅう しょう じ ほうかご なつやす ちようききゆうかちゆう 学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中にお いて、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校 きょういく じりつ そくしん ほうかご いばしょ 教育とあわせた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくり ていきよう を提供します。</p>
<p>ほいくしょう ⑤保育所等 訪問支援</p>	<p>じどうしどういん ほいくし ほいくしょ しゅうかん かいていどほうもん しょう 児童指導員や保育士が保育所などを2週間に1回程度訪問し、障が い児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための せんもんてき しえん おこな 専門的な支援を行います。</p>
<p>きょたくほうもん ⑥居宅訪問 型児童発 達支援</p>	<p>じゆうど しょう どう しょうがいじつうしよしえん う がいしゆつ 重度の障がい等により、障害児通所支援を受けるために外出する ことが著しく困難な障がい児の自宅を訪問して、日常生活にお きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふよとう しえん おこな ける基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。</p>

じっせきおよ ひつようみこみりよう

【実績及び必要見込量】

	だい きけいかく じっせき 第6期計画 (実績)			だい きけいかく みこみりよう 第7期計画 (見込量)			たんい 単位
	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	
①障害児相談支援	177	185	162	187	208	229	じつにんずう 実人数
②児童発達支援	47	43	46	51	59	66	にん つき 人/月
③医療型児童発 達支援	0	0	0	0	0	0	にん つき 人/月
④放課後等デイ サービス	117	124	116	136	149	163	にん つき 人/月
⑤保育所等訪問 支援	2	2	2	2	2	2	にん つき 人/月
⑥居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	にん つき 人/月

※令和5年度実績については、7月末までの数値を参考に見込んだ数値。

だい しょう
第6章

ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう
地域生活支援事業の実施に関する事項

ちいきせいかつしえんじぎょう ちいき とくせい りようしゃ じょうきょう おう じっし しょうそんじぎょう
地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業
であり、ぜんこくてき とういつきじゆん しょうがいふくし あわ じっし じぎょう
全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施する事業です。
ほんし しょう ひと せいかつじつたい もと そうごうてき ほんだん おこな
本市では、障がいのある人のニーズや生活実態に基づき総合的な判断を行い、
しょう ひと じりつ にちじょうせいかつ いとな つぎ じぎょう じっし
障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、次の事業を実施しま
す。

ちいきせいかつしえんじぎょう
1 地域生活支援事業

<p>りかいそくしんけん ①理解促進研 しゅう けいはつじぎょう 修・啓発事業</p>	<p>しょう ひと にちじょう しゃかいせいかつ いとな うえ しょう ぶつり 障がいのある人などが日常・社会生活を営む上で生じる物理 てき しんりてき ちいきしゃかい じゅうみん たい 的・心理的なバリアをなくすため、地域社会の住民に対して、 けんしゅう けいはつ おこな 研修や啓発を行います。</p>
<p>じはつてきかつどう ②自発的活動 しえん じぎょう 支援事業</p>	<p>きょうせいしゃかい じつげん はか しょう ひと じりつ せいかつ 共生社会の実現を図るため、障がいのある人が自立した生活を いとな しょう ひと かぞく ちいきじゅうみんとう 営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等 じはつてき おこな かつどう たい しえんじぎょう が自発的に 行う活動に対する支援事業です。</p>
<p>そうだんしえんじぎょう ③相談支援事業</p>	<p>しょう ひと そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょうおよ 障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び じょげん た しょうがいふくし りようしえんとう ひつよう しえん おこな 助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う ぎやくたい ぼうしおよ そうきはつけん かんけいきかん とともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との れんらくちょうせい た しょう しゃとう けんりようご ひつよう えんじょ 連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助 そうだんしえんじぎょう おこな (相談支援事業)を行います。 ほんし じぎょう へいせい ねん がつ しんたい ちてき せいしん さんしょう 本市では、この事業を平成18年10月から身体・知的・精神の三障 たいおう していとくてい いっぱん そうだんしえんじぎょうしゃ いたく じっし がいに対応する指定特定（一般）相談支援事業者に委託して実施 しています。</p>
<p>せいねんこうけんせいど ④成年後見制度 りようしえんじぎょう 利用支援事業</p>	<p>せいねんこうけんせいど りよう ひつよう もうした よう けいひ こうけんにんとう 成年後見制度の利用に必要な、申立てに要する経費や後見人等の ほうしゅう じよせい じぎょう 報酬を助成する事業です。</p>
<p>いしそつうしえん ⑤意思疎通支援 じぎょう 事業</p>	<p>しゅわつうやくしゃせつちじぎょう しゅわつうやくきょうりよくいんはけんじぎょう じっし 手話通訳者設置事業、手話通訳協力員派遣事業などを実施する ちょうかく げんごきのうおんせいきのう しょう ことで、聴覚や言語機能音声機能などの障がいなどのために意思 そつう はか ししょう ひと いしそつう しえん 疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援します。</p>
<p>にちじょうせいかつようぐ ⑥日常生活用具 きゅうふとうじぎょう 給付等事業</p>	<p>しょう ひと にちじょうせいかつようぐ ひつよう ひと 障がいがある人などであって、日常生活用具を必要とする人へ、 きゅうふまた たいよ にちじょうせいかつ べんぎ はか じぎょう 給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図る事業で す。</p>
<p>いどうしえんじぎょう ⑦移動支援事業</p>	<p>しゃかいせいかつじょうひつようふか かつ がいしゅつおよ よ かかつどうとう しゃかいさんか 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため がいしゅつ さい いどう しえん じぎょう の外出の際の移動を支援する事業です。</p>

⑧ 日中一時支援事業 <small>にっちゅういちじしえん じぎょう 事業</small>	<small>し じしゆてき と く じぎょう しょう ひと かぞく しゆうろう しえん きゆうそく もくてき しょう ひと にっちゅう かつどう</small> 市が自主的に取り組む事業として、障がいのある人の家族の就労支援や休息などを目的に、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。
--	---

じっせきおよ ひつよう み こみりょう
【実績及び必要見込量】

	だい きけいかく じっせき 第6期計画（実績）			だい きけいかく みこみりょう 第7期計画（見込量）			たんい 単位
	れいわねんど 令和3年度	れいわねんど 令和4年度	れいわねんど 令和5年度	れいわねんど 令和6年度	れいわねんど 令和7年度	れいわねんど 令和8年度	
① 理解促進研修・啓発事業 <small>りかいそくしんけん しゅうけいはつじぎょう</small>	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	実施の有無
② 自発的活動支援事業 <small>じはつてきかつどう しえんじぎょう</small>	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	実施の有無
③ 相談支援事業 <small>そうだんしえんじぎょう</small>	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	基幹相談支援センター
	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	基幹相談支援機能強化事業
	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	住宅入居等支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業 <small>せいねんこうけんせいど りょうしえんじぎょう</small>	0	0	0	1	1	1	人/年
⑤ 意思疎通支援事業 <small>いしそつうしえん じぎょう</small>							
手話通訳等実利用者 <small>しゅわつうやくとうじつ りようしゃ</small>	10	10	10	10	10	10	人/年
手話通訳者及び協力員 <small>しゅわつうやくしゃおよ きょうりょくいん</small>	6	6	7	7	7	7	人/年
⑥ 日常生活用具給付等事業 <small>にちじょうせいかつようぐ きゆうふとうじぎょう</small>							
介護訓練支援用具 <small>かいごくんれんしえん ようぐ</small>	2	2	2	2	2	2	件/年
自立生活支援用具 <small>じりつせいかつしえん ようぐ</small>	2	6	0	6	6	6	件/年
在宅療養等支援用具 <small>ざいたくりようとう しえんようぐ</small>	5	5	2	5	5	5	件/年

情報・意志疎通支援用具	10	10	4	10	10	10	件/年
排泄管理支援用具	847	794	470	900	900	900	件/年
住宅改修費	1	0	0	1	1	1	件/年
⑦ 移動支援事業	6	8	9	9	9	9	人/年
⑧ 日中一時支援事業	7	6	6	7	7	7	人/年

※令和5年度実績については、7月末までの数値を参考に見込んだ数値。

第7章 計画の推進

1 基本的事項

障がいについての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となっており、取り組むことが必要です。

2 障害福祉サービス等の情報提供

障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、サービス内容、利用手続等について情報提供を行うよう努め、計画の周知を図ります。

3 達成状況の点検・評価

本計画に掲げるサービスの見込量、地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況を伊達市地域自立支援協議会にて毎年度点検・評価します。

また、点検・評価した計画の達成状況については、市のホームページ等で毎年度公開します。

だい き だて ししやう ふくしけいかく
第7期 伊達市障がい福祉計画

はっこう れいわ ねん がつ
発行 令和6年3月

へんしゆう だて しけんこうふくしぶしやかいふくしかしやう しやふくしがかり
編集 伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係

〒052-0024

ほっかいどう だて し かしまちやう ばんち
北海道伊達市鹿島町20番地 1

TEL (0142) 82-3193

FAX (0142) 25-4195